

## 委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況 (平成 15 年 11 月 5 日現在)

専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの

文書番号	食品健康影響評価の対象
・厚生労働省発食安第 0701015 号	清涼飲料水 48 種の化学物質及び 93 種の農薬
・厚生労働省発食安第 0701021 号	食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保
・厚生労働省発食安第 0801001 号	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統、ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種、トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
・15 消安第 981 号 ・厚生労働省発食安第 0805007 号	} 飼料添加物 リボフラビン
・15 消安第 987 号 ・厚生労働省発食安第 0805006 号	
・15 消安第 1321 号 ・厚生労働省発食安第 0825002 号	} 飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン
・厚生労働省発食安第 1006001 号	微生物 セレウス菌
・厚生労働省発食安第 1008003 号	添加物 ポリソルベート 20、ポリソルベート 60、ポリソルベート 65、ポリソルベート 80
・厚生労働省発食安第 1017001 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法等の一部を改正する法律第 2 条による改正後の食品衛生法第 9 条第 1 項の規定に基づき病肉等の販売禁止の範囲を定めること</li> <li>・食品衛生法等の一部を改正する法律第 6 条による改正後のと畜場法第 14 条第 6 項第 2 号及び第 3 号の規定に基づき、獣畜のとさつ又は解体の検査の範囲を定めること</li> <li>・食品衛生法等の一部を改正する法律第 8 条による改正後の食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律第 15 条第 4 項第 2 号及び第 3 号並びに第 19 条の規定に基づき、食鳥検査の範囲及び食鳥検査に合格しなかった食鳥等の措置方法を定めること</li> <li>・と畜場法第 16 条の規定に基づく食用に供することができない等の獣畜についての措置を定めること</li> </ul>
・厚生労働省発食安第 1020001 号	添加物 ナタマイシン
・厚生労働省発食安第 1020002 号	添加物 ナイシン
・厚生労働省発食安第 1020003 号	添加物 亜酸化窒素
・厚生労働省発食安第 1020004 号	添加物 亜塩素酸ナトリウム
・厚生労働省発食安第 1028004 号	特定保健用食品 自然のちから サンバナバ、プリトロール、プレティオ、マインズ<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク、ラクチールガムストロングミント、ラクチールガムマイルドミント、ヘルシープラス 野菜 MIX ゼリー、健康博士 ギャバ、チチャス低糖ヨーグルト、ヒアロモイスチャー S、ガイオ タガトース、稲から生まれた青汁、ピュアセレクトサラリア、LC1 ヨーグルト、健康道場 おいしい青汁、リセット 健康ソフト

専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの（続き）

文書番号	食品健康影響評価の対象
・厚生労働省発食安第1029001号	農薬 エチプロール、ノバルロン、ピリダリル
・厚生労働省発食安第1030002号	遺伝子組換え食品等 MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種、LLCotton25(除草剤耐性わた)、SP990(リパーゼ)、SP572(ペクチナーゼ)、BRG-1(アミラーゼ)、SPEZYME FRED™(アミラーゼ)、PLA2(ホスホリパーゼA2)
・15 消安第3007号	BSE 発生国からの牛受精卵について、輸出国において、BSE が届出伝染病に指定されていること、国際受精卵移植学会 (IETS) の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵であること、BSE の患畜又は疑似患畜以外の牛から採取された受精卵であることを条件に輸入を認めることについて
・15 消安第3008号 ・厚生労働省発食安第1031001号	動物用医薬品 イミダクロプリド

注： 印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件

専門調査会における審議結果報告書（案）について意見募集を行ったもの

募集期間	対象となる審議結果報告書（案）
15.10.9 ~ 15.11.5	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること

食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

文書番号	食品健康影響評価の対象
府食第27号(7/24)	かび毒 パツリン
府食第28号(7/24)	添加物 メチルヘスベリジン
府食第29号(7/24)	添加物 コウジ酸
府食第30号(7/24)	動物用医薬品 サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン、ダノフロキサシン
府食第34号(7/31)	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム
府食第35号(7/31)	添加物 酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
府食第68号(8/28)	動物用医薬品 カルバドックス
府食第69号(8/28)	添加物 アセスルファミカリウム
府食第83号(9/4)	サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
府食第99号(9/11)	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコナマヨネーズタイプ
府食第101号(9/11)	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保
府食第119号(9/18)	農薬 EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テブラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド
府食第129号(9/25)	添加物 L-アスコルビン酸2-グルコシド
府食第130号(9/25)	添加物 亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム
府食第131号(9/25)	添加物 タール色素

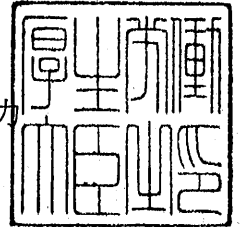
大

厚生労働省発食安第 1030002 号  
平成 15 年 10 月 30 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力

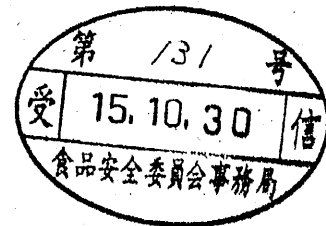


食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 13 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年 12 月厚生省告示第 370 号）の規定に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續」（平成 12 年 5 月厚生省告示第 233 号）第 3 条の規定に基づき、別添の食品及び添加物の安全性審査を行うこと。



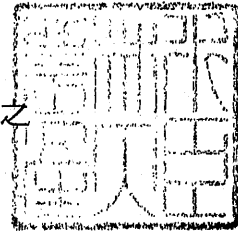
( 別 添 )

1. 申請者:日本モンサント株式会社  
品 目:MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ  
MON863 系統を掛け合わせた品種
2. 申請者:バイエルクロップサイエンス株式会社  
品 目:LLCotton25 (除草剤耐性わた)
3. 申請者:ノボザイムズジャパン株式会社  
品 目:SP990 (リパーゼ)
4. 申請者:ノボザイムズジャパン株式会社  
品 目:SP572 (ペクチナーゼ)
5. 申請者:ノボザイムズジャパン株式会社  
品 目:BRG-1 ( $\alpha$ -アミラーゼ)
6. 申請者:ジェネンコア・インターナショナル・ジャパン・リミテッド 日本支店  
品 目:SPEZYME FRED™ ( $\alpha$ -アミラーゼ)
7. 申請者:ナガセケムテックス株式会社  
品 目:PLA2 (ホスホリパーゼA2)

15消安第3007号  
平成15年10月31日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



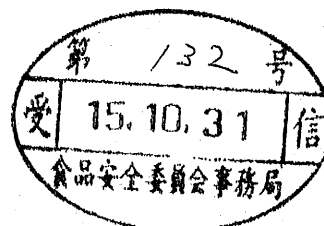
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会に意見を求めます。

記

BSE発生国からの牛受精卵について、

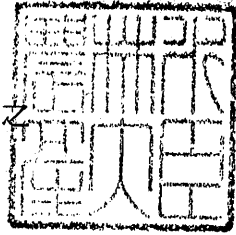
- ① 輸出国において、BSEが届出伝染病に指定されていること
- ② 国際受精卵移植学会（IETS）の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵であること
- ③ BSEの患畜又は疑似患畜以外の牛から採取された受精卵であることを条件に輸入を認めることについて



15消安第3008号  
平成15年10月31日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



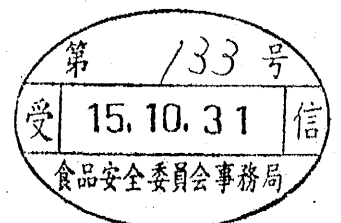
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第23条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての承認をすること

イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤  
（ノックベイト）

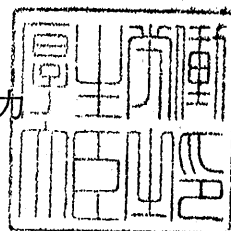


大

厚生労働省発食安第1031001号  
平成15年10月31日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成15年10月31日15消安第3009号及び15消安3010号にて、農林水産大臣から厚生労働大臣あて意見を求められたものであり、その資料は平成15年10月31日15消安第3008号にて、農林水産大臣から食品安全委員会委員長あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

イミダクロプリド

